

岐阜県事業評価監視委員会運営要領

第1 目的

この運営要領は、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）規則（平成25年岐阜県規則第66号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 委員会の事務に関する事項

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再評価及び事後評価の運用状況の確認
- (2) 再評価及び事後評価の対象事業に関し、知事から諮問された対応方針案の審議及び審議結果の答申
- (3) 対応方針案に係る意見の具申
- (4) その他事業評価に関する事項

第3 委員会の組織に関する事項

副委員長

- (1) 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の中から委員長の指名する者をもって充てる。
- (2) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4 委員会の会議の運営に関する事項

1 会議の開催

会議は、規則第6条第1項の規定に基づき委員長が招集するが、委員改選後の最初の会議は、岐阜県知事（以下「知事」という。）が招集するものとする。

2 議事の進行

委員会の議事の進行は、委員長が行う。

3 会議の記録

事務局は、発言者名と発言の概要を記録した議事要旨を作成し、委員長及び委員長が委員会の議事に先立ち出席委員の中から指名する委員3名の確認・署名を得なければならない。

4 会議で用いる資料

- (1) 事業評価を実施する事業、その事業の評価結果及び対応方針の案を記載した事業評価実施箇所一覧表

- (2) 各事業所管部局が、事業評価を行うにあたって必要となるデータの収集、整理等を行い、作成した事業評価に係る資料
 - (3) その他委員会審議に関し委員長が必要と認めた資料
- 5 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱
- 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、学識経験者等から構成される委員会等（以下「流域委員会等」という。）が設置されている場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果について、本委員会に報告するものとする。

第5 委員会の会議の透明性の確保に関する事項

1 会議の開催日程、開催場所の公表

委員会の会議の透明性の確保を図るため、会議の開催日程、開催場所等について、あらかじめ知事が公表するものとする。

2 会議の公開

(1) 委員会の会議は、原則公開する。ただし、審議する事項が次に掲げる項目に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号。

以下「情報公開条例」という。）第6条の各号に該当するとき。

2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(2) 前項の規定により会議を公開しない場合は、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

3 会議の傍聴

(1) 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

(2) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(3) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(4) 前3項に定めるほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

4 議事内容等の公表

委員会は、会議に提出された資料及び議事要旨について、次に掲げる情報を除くほかは全て公開する。

(1) 情報公開条例第6条の各号に該当するもの。

(2) 非公開会議の記録の中で、特に秘密を要するもの。

5 公表の時期

公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

第6 市町村事業等に関する事項

1 市町村事業等の審議依頼

市町村等が事業主体である事業の評価については、別記様式1により、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

審議対象となる市町村事業等について、当該市町村長等は、事前に県の事業担当課と十分な連絡調整を図るものとする。

2 県事業担当課との連携調整

当該市町村事業等を指導・監督する県の事業担当課は、当該市町村事業等の対応方針案の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

3 対応方針の決定

当該市町村長等は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重して対応方針を決定し、その結果を別記様式2により、速やかに知事へ報告するものとする。

第7 その他

この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年11月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年6月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

(別記様式1)

〇〇第 号
令和 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇市(町村等)長 氏 名 印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市(町村等)が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名
- ・河川・路線名等
- ・工区名
- ・再評価の要件

2 本市(町村等)で事業評価監視委員会を設置できない理由

3 県の事業担当課名

(別記様式2)

〇〇第 号
令和 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇市(町村等)長 氏 名 印

再評価対象事業の対応方針の決定について

令和 年 月 日付け〇〇第 号の依頼により、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)に審議をお願いしておりました下記事業について、審議結果並びに委員会意見を踏まえ、対応方針を決定いたしましたので、委員会運営要領第6の3の規定により報告いたします。

記

1 再評価対象事業

2 対応方針